

銚田市中小企業信用保証料補給金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、銚田市中小企業事業資金融資あっせん条例（平成17年銚田市条例第123号。以下「条例」という。）に基づき、融資を受けた中小企業者が茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という）ものに対して支払うべき信用保証料（以下「保証料」という）、予算の範囲内において保証料を補給することにより、中小企業金融の円滑化を図りことを目的とする。

(補給金交付の対象)

第2条 前条に規定する市が負担する信用保証料（以下「補給金」という。）は、条例に基づき保証協会の保証債務を受け、金融機関から事業資金の融資を受けた債務者に対して交付するものとする。

(補給金の額)

第3条 補給金の額は、融資額の保証債務に対し、保証料率2.65パーセントで積算された保証料の額を限度とする。ただし、適用される保証料率が2.65パーセント未満の場合は、その保証債務に対する保証料の額とする。ただし、延滞保証料については除くものとする。

(補給金交付申請の手続)

第4条 中小企業者が第2条の規定により補給金の交付を受けようとするときは、銚田市中小企業信用保証料補給金交付申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

(補給金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、債務者に対して補給金を交付するものとする。

(補給金の交付等)

第6条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に交付すべき補給金を交付決定者に代わり保証協会に納付するものとする。

2 保証協会は、前項の納付をもって交付決定者が保証料を納付すべき日に保証料を納付したのものとして、これに充てるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、補給金の交付に関する事務手続について必要な事項は、市長と保証協会が契約により定める。

(補給金交付の取消し等)

第7条 市長は、自治金融審査会（以下「審査会」という。）で承認されたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査会の審査に付し、補給金交付を取り消し、又は交付した補給金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請について不正の行為があったとき。
- (2) 市長の指示命令に従わないとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の銚田町中小企業信用保証料補給金交付要項（昭和62年銚田町訓令第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年6月8日告示112号）

この告示は、令和2年6月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和6年4月8日告示84号）

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和8年4月1日告示63号）

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別記様式（第4条関係）

銚田市中小企業信用保証料補給金交付申請書

銚田市長 宛

住 所

事業者名称

代表者氏名

電話番号

この度、銚田市中小企業事業資金融資あっせん条例に基づき、融資を受けることになりましたので、保証料を補給くださるよう申請いたします。

記

金融機関・支店名	
融資予定(借入)金額	
融資予定年月日	